

# 一般社団法人 地盤品質判定士会 関東支部設立総会

日時：2025年6月2日（月） 15時00分～17時00分

場所：地盤工学会（東京都文京区千石 4-38-2 JGS 会館内）

地下会議室（オンライン併用）

## 設立総会及び基調講演 次第

【総 会】（15時00～15時50分）

議長選出

開会あいさつ

地盤品質判定士会関東支部設立準備会

森 友宏

地盤品質判定士会からのあいさつ

地盤品質判定士会理事長

北詰昌樹

来賓挨拶

地盤工学会関東支部長

東畑郁生 様

関東地質調査業協会会長

柄本泰浩 様

支部設立趣意書の説明と支部設立宣言

地盤品質判定士会関東支部設立準備会

森 友宏

審議事項

第1号議案 地盤品質判定士会関東支部規約（案）について

第2号議案 2025年度関東支部の人員配置（案）について

第3号議案 2025年度事業計画（案）について

閉会

休憩（15時50分～16時00分）

【基調講演】（16時00分～16時40分）

地盤品質判定士会神奈川支部長

立花秀夫 様

「先駆者としての神奈川支部の活動軌跡～人・時・仕組み～」

## 一般社団法人地盤品質判定士会関東支部 設立趣意書

一般社団法人地盤品質判定士会（以下、「判定士会」という）は2015年2月に創設され、その活動を全国規模で展開している。首都圏である関東地域（山梨県を含む1都7県）では、2016年12月に神奈川支部が全国の先陣を切って発足し、その後の積極的な活動が実り、2020年4月の判定士会の一般社団法人化を契機に地方自治体との連携のもと、地域密着型で成果をあげている。関東の他の地域については、本部において支部の役割の一部を担って活動を進めてきた。関東地域は我が国で最も多くの人口と住宅が集中する東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県を抱え、住宅用地の不足に伴い、敷地の安全に問題のある土地や人工改変地に住宅用地が求められるため、地域住民からの相談ニーズが多いとともに、行政からの要請や期待も大きい。加えて、全国の判定士・判定士補の半数近くが活動拠点を関東地域に置いている。

判定士会内部における全国の各支部は、神奈川支部の発足以降、関西・中部・中国四国・東北・九州支部の順に設立、そして2024年10月には北陸支部が設立され現在に至っており、神奈川以外の関東地域と北海道地域を残すのみとなっている。判定士会ではこの空白域のうち特に人口と住宅が集中する関東地方に支部を設立すべく、これまで1年以上にわたって検討を進め、本部幹事会の中に設立準備会を設けて議論を重ねてきた。その過程で、関東地域の各都県ではその地域性やニーズが大きく異なっており、判定士・判定士補の配置も極めて大きく偏っていることがあらためて浮き彫りになった。

そこで、国内に支部の空白域を造らないこと、地域密着活動が軌道に乗りつつある神奈川支部の組織はそのまま存続させることを基本方針に、神奈川支部を除く1都6県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、山梨県）を統括する『一般社団法人地盤品質判定士会関東支部』を設立することとした。支部組織は、各都県の地域性に応じた活動・運営を行うため、都県ごとに地域部会、または担当を配置した上で、支部長のもとに地域部会長、地域担当および有志からなる幹事会を設置して運営に当たる。

関東支部の活動に当たっては、隣接の神奈川支部の活動実績を参考・連携しながら、地域密着型で宅地に関する住民支援活動を進めるとともに、会員相互の技術研鑽とモラル向上および情報交換に努め、地方公共団体等との連携により宅地災害の防止・抑止、万が一の場合に被災後の復旧・復興を支援することで、地域住民の生活環境の維持とともに、将来世代にわたり持続可能な社会実現に貢献していきたい。

2025年4月1日

地盤品質判定士会関東支部設立準備会

## 第1号議案

### 地盤品質判定士会 関東支部規約（案）

（名称）

第1条 本支部は、一般社団法人地盤品質判定士会関東支部（以下、「支部」という）と称する。

（目的）

第2条 本支部は、住宅及び宅地の安全と防災に貢献するため、第3条に示す地域で活動する地盤品質判定士（以下、「判定士」という）、地盤品質判定士補（以下、「判定士補」という）の相互支援および資質の向上に努めるとともに、一般市民への啓発を図り、地方公共団体と連携・協働することを目的とする。

（組織）

第3条 本支部は、一般社団法人地盤品質判定士会（以下「判定士会」という）の下部組織として、以下のいずれかの条件を満たす判定士、判定士補をもって組織する。組織構成員を、支部会員という。

- （1）茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、山梨県に在住在勤の判定士、判定士補
- （2）関東支部の活動に賛同する他道府県に在住または在勤の判定士、判定士補を含む。
- 2 必要に応じて都県単位で都県名を冠した部会（以下、地域部会と称す）を設置することができる
- 3 第4条に定める事業の遂行に必要な委員会等を設置することができる。

（事業）

第4条 本支部は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1） 会員相互の意見交換や情報共有ならびに親睦を図ること。
- （2） 講習会、研修会、見学会などを行い、会員の技術向上を図ること。
- （3） 地方公共団体と連携・協働し、市民に対して地盤に関する相談、助言を行うこと。
- （4） 建築、土木、法曹関係など関連する諸団体と連携・協働すること。

（役員）

第5条 本支部に、次の役員をおく。

支部長；1名、副支部長；若干名、会計；1名以上、監事；1名、  
幹事長；1名、幹事；数名、地域部会長；各1名

- 2 地域部会を設置しない地域にあつては、地域担当を置くことができる。

- 3 役員は、地盤品質判定士または同判定士補の資格を有するものとし、総会にて支部会員より選出する。

(役員任期)

- 第6条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は、任期終了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員任務)

- 第7条 支部長は、本支部を代表して会務を掌る。
- 2 副支部長は支部長を補佐し、支部長事故あるときは、副支部長、幹事長、幹事の順で職務を代行する。
  - 3 会計は、本支部の会計を担う。
  - 4 監事は、本支部の会計及び役員業務執行状況等を監査する。
  - 5 幹事長は、本支部の幹事会を招集し、事業の企画・運営を担う。
  - 6 幹事は、事業の企画・運営を担う。
  - 7 地域部会長は、当該(都県)地域部会を代表して地域部会の会務を掌る。
  - 8 地域担当は、地域部会を置かない当該地域の連絡担当を担う。

(顧問)

- 第8条 本支部に、顧問をおくことができる。
- 2 顧問は、支部長が推挙し構成員にはかる。
  - 3 顧問は、判定士および判定士補の資格を必要としない。

(総会)

- 第9条 総会は支部会員をもって構成し、以下の事項を決議する。
- (1) 役員選任
  - (2) 事業計画及び予算
  - (3) 事業報告及び決算報告
  - (4) 規約の改廃
  - (5) その他運営上の重要事項
- 2 総会は1年ごとに開催するものとし、支部長が招集する。なお、支部長が必要と判断する場合は、臨時総会を開催することができる。
  - 3 総会は、支部会員の20分の1以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。
  - 4 総会の決議は、総会出席者(委任状を含む)の過半数の賛成で成立するものとする。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、第5条に定める役員（監事を除く）で構成し、支部長が招集するものとする。但し、監事はいつでも幹事会に出席することができる。

- 2 幹事会は、支部の事業計画、その他会務を遂行するための運営を行う。
- 3 支部規約の改廃は、幹事会が起案し、総会に諮る。

(会計)

第11条 本支部の経費は、会費・助成金・寄付金その他の収入をもってあてる。

- 2 会計は、当該年度の経費をとりまとめた会計報告を作成し、監事の監査を受けたのち、総会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第12条 本支部の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第13条 この支部規約の施行にあたり必要な事項は、支部長が幹事会に諮り別に定める。

附 則

- 1 本支部規約は、設立総会以降より施行する。
- 2 事業年度の初年度は、本支部の設立日から翌年度末の3月31日までとする。

第2号議案

2025年度 関東支部の人員配置（案）

【関東支部の人員配置（案）】

- ◆支部長：1名（必要に応じて副支部長）
- ◆支部幹事：地域部会長、地域担当、他数名（うち1名を幹事長）
- ◆地域部会：それぞれ数名（地域部会ごとに設定、うち1名を部会長）
- ◆地域担当：それぞれ1名（兼務可）
- ◆事務局（会計）：1名以上

発足時の人員配置（案）

役職	氏名	所属自治体	所属会社等
支部長	森 友宏*	群馬県	前橋工科大学
幹事	大向 直樹*	埼玉県	応用地質（株）
	小川 和也*	千葉県	旭化成建材（株）
	掛川 智仁*	埼玉県	中央開発（株）
	金子 千晃	埼玉県	土筆工業（株）
	斉藤 正朗*	東京都	（株）エイト日本技術開発
	五月女 寛	東京都	中央開発（株）
	白川 敬徳	東京都	ヒロセ補強土（株）
	高原 由紀子	東京都	清水建設（株）
	立石 亮	東京都	（株）アサノ大成基礎エンジニアリング
	戸沢 正徳	神奈川県	国際航業（株）
	菱沼 登*	茨城県	個人事業主
	宮崎 基浩	栃木県	芙蓉地質（株）
	山本 裕司	東京都	基礎地盤コンサルタンツ（株）
顧問	立花 秀夫*	神奈川県	（株）八州／判定士会神奈川支部長
	重信 純	東京都	応用地質（株）

\*設立準備会メンバー

関東支部組織（案）

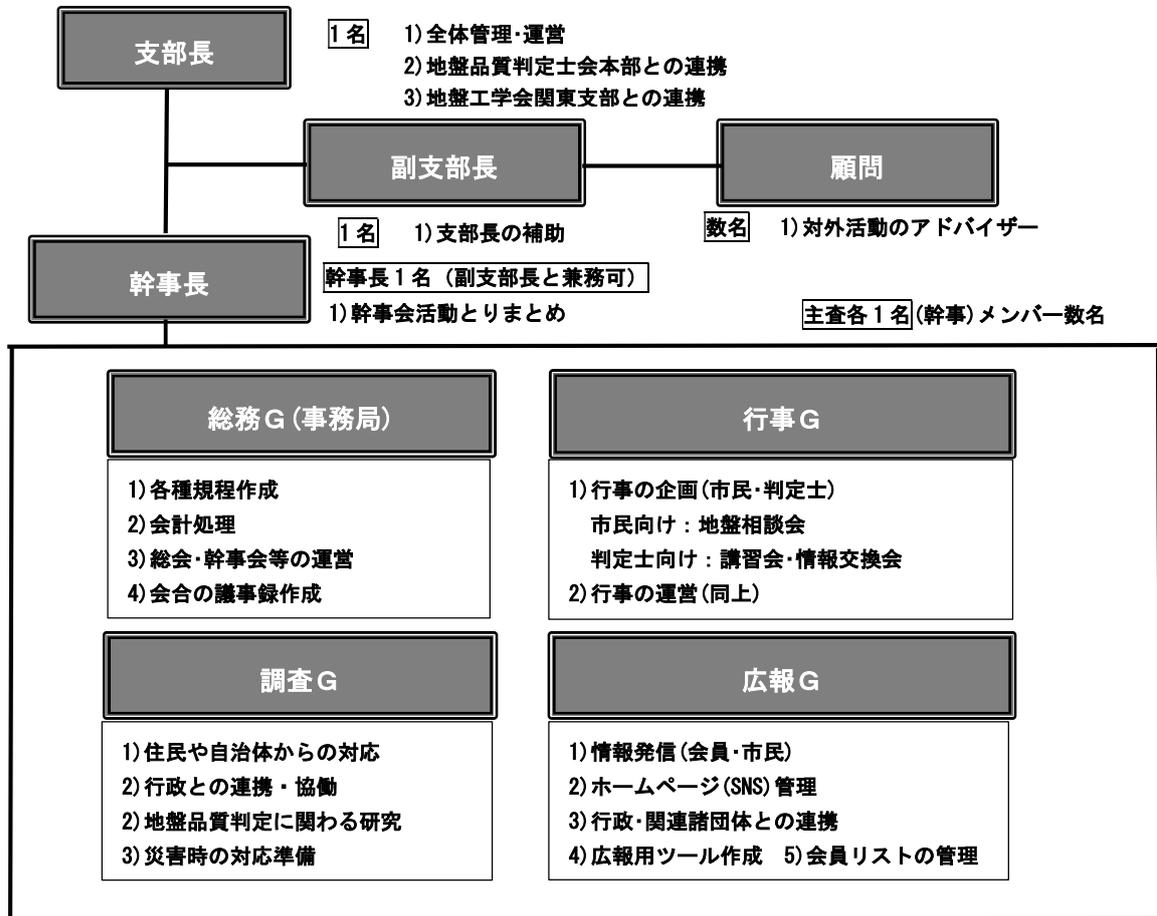
- ◆関東地域の独自性と地域密着型を目指す。
- ◆神奈川県を除く関東地方全体を統括する支部を設立する。
- ◆担当範囲が広いため、原則として都県ごとに地域部会を設置することとし、地域部会を設置しない場合は地域担当を配置する。
- ◆支部全体の運営は幹事会が担い、必要に応じて委員会等を設置する。



都県別氏名登録者数(地盤品質判定士協議会登録簿)

【参考】

地盤品質判定士会関東支部の組織（案）



## 第3号議案

### 地盤品質判定士会関東支部 事業計画（案）

#### 1. 関東支部の事業について（関東支部規約第4条（事業）より抜粋）

本支部は、住宅および宅地の安全と防災に貢献するため、関東地方で活動する地盤品質判定士の相互支援および資質の向上に努めるとともに、一般市民への啓発を図り、地方公共団体と連携・協働することを目的とする。なお、目的を達成するために、必要に応じて地盤品質判定士会本部と相互協力を行うとともに、第10条に定める幹事会の決議を経て次の事業を行う。

- (1) 会員相互の意見交換や情報共有ならびに親睦を図ること。
- (2) 講習会、研修会、見学会などを行い、会員の技術向上を図ること。
- (3) 地方公共団体と連携・協働し、市民に対して地盤に対する相談、助言を行うこと。
- (4) 建築、土木、法曹関係など関連する諸団体と連携・協力すること。

#### 2. 事業計画期間

令和7年度（2025年6月2日～2026年3月31日）

#### 3. 関東支部の事業方針

- (1) 地盤品質判定士としての社会貢献～地盤災害の防止、軽減に対する貢献～
- (2) 地域に根差した地盤品質判定士の技術研鑽
- (3) 地盤品質判定士の事業活動の後援（情報共有、情報発信）

#### 4. 関東支部の活動の軸

- ◆ 有資格者の資質向上の支援、一般市民向け地盤相談会
- ◆ 一般市民への宅地地盤に関する啓発活動、相談窓口
- ◆ 地方公共団体との連携・協働、一般市民からの対応
- ◆ 本部、他支部、顧問機関等との連携・協働
- ◆ 災害時の社会支援に向けた取り組み

#### 5. 年間活動計画

内容	対象	時期
支部総会	支部会員	6月
講習会・研修会	会員・一般	随時
幹事会・部会	幹事	随時
会員サービス（HP等による情報提供）	会員	随時
一般市民向け啓発・相談活動	一般	随時
他団体・地方公共団体との連携・協働	学会・地方公共団体	随時
本部・他支部との連携（協賛・災害支援等）	—	随時